

帝京平成大学附属日本語学校学則

第1章 総則

(目的)

第1条 帝京平成大学附属日本語学校（以下「本校」という。）は、学校教育法及び建学の精神に基づき、外国人に対する日本語教育を行い、国際的視野に立って日本国の発展に貢献できる有為な人材を養成することを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、帝京平成大学附属日本語学校という。

(位置)

第3条 本校は、東京都豊島区東池袋四丁目26番10号に置く。

(情報公表及び自己点検・評価)

第4条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、学習環境に関する事項の公表並びに日本語教育の実施状況について自ら点検・評価を行い公表する。

2 前項の情報公表及び自己点検・評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

(教育内容等の改善のための組織的な取組)

第5条 本校は、授業の内容および方法の改善を図るための組織的な研修を実施する。

2 前項の研修に関する事項は別に定める。

第2章 日本語教育課程、定員、修業年限、休業日

(課程・修業年限・定員)

第6条 本校の課程、修業年限、定員及びクラス数は次のとおりとする。

課程	修業年限	収容定員	クラス数	備考
進学2年課程	2年	60人	3クラス	4月生…60人
進学1年6か月課程	1年6か月	40人	2クラス	10月生…40人
合計		100人	5クラス	4月生…60人 10月生…40人

(学年及び学期の始期・終期)

第7条 本校の学年は4月に始まり、3月に終わる。

2 学年を次の4学期に分ける。ただし、必要がある場合は期間を変更することができる。

春学期 4月1日から6月30日

夏学期 7月1日から9月30日

秋学期 10月1日から12月31日

冬学期 1月1日から3月31日

(休業日)

第8条 休業日は、次のとおりとする。ただし、教育上必要がある場合は、これを変更することができる。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に定める休日

(3) 創立記念日 6月29日

(4) 春期休業日

(5) 夏期休業日

(6) 秋期休業日

(7) 冬期休業日

2 前項第4号、5号、6号、7号については、別に定める。

3 第1項の規定にかかわらず、臨時に休業日を定めることができる。

4 非常災害その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

(始業及び終業)

第9条 本校の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

クラス	始業時刻	終業時刻
午前クラス	9時00分	12時30分
午後クラス	13時00分	16時30分

第3章 日本語教育課程、授業時数、学習評価及び教職員組織

(日本語教育課程)

第10条 本校の日本語教育課程及び授業時数は別表1、別表1-1のとおりとする。

(学習成果の評価)

第11条 授業科目の学習成果の評価は、各学期末において行う試験、課テスト、授業態度、出席状況、課題の成果等を総合的に勘案して、5段階評価とする。

(教職員組織)

第12条 本校に次の教職員を置く。

(1) 校長

(2) 副校長

(3) 主任教員

(4) 教員5人以上(うち、本務等教員3人以上)

(5) 事務を統括する職員

(6) 事務職員

(7) 生活指導担当者

2 前項のほか、必要な職員を置くことができる。

3 校長は校務をつかさどり、所属職員を監督する。

4 副校長は校長を補佐し、校長の命を受けて校務をつかさどる。

(教職員会議)

第13条 職務の円滑な執行に資するため、教職員会議を置く。

2 教職員会議は、校長が主宰する。

第4章 入学・休学・退学・修了及び賞罰

(入学資格)

第14条 本校への入学資格は、次のいずれの条件も満たしていることとする。

- (1) 12年以上の学校教育またはそれに準ずる課程を修了している者
- (2) 年齢が18歳以上の者
- (3) 正当な手続きによって日本国への入国を許可され、または許可される見込みのある者
- (4) 信頼のおける保証人を有する者

(入学時期)

第15条 本校への入学は年2回とし、その時期は4月及び10月とする。

(入学手続)

第16条 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書、その他の書類に必要事項を記載し、第23条に定める入学検定料を添えて指定期日までに出席しなければならない。

2 前項の手続きを終了した者に対して選考を行い、入学者を決定する。

3 本校に入学を許可された者は、指定期日までに第23条に定める学生納付金を納入し、必要な書類を添えて、入学の手続きをしなければならない。

(休学・復学)

第17条 学生が疾病その他やむを得ない事由によって、30日以上休学する場合は、その事由及び休学の期間を記載した休学届に、診断書その他必要な書類を添えて申請し、校長の許可を受けなければならない。

2 休学した者が復学しようとする場合は、校長にその旨を届け出て、許可を得なければならない。

(転学・退学)

第18条 転学・退学しようとする者は、その事由を記載した書類を提出し、校長の許可を受けなければならない。

(課程修了の認定)

第19条 第6条に規定する修業年限を在学し、日本語教育課程で定められた各授業科目の履修と学習成果の評価に基づいて、一定の評価を受けた者に対して課程修了の認定を行う。

2 校長は、本校所定の課程を修了した者に対して、修了証書を授与する。

(褒賞)

第20条 成績優秀にして、かつ他の学生の模範となる者に対して褒賞を与えることができる。

(懲戒)

第21条 本校学生で本校の諸規則に違反し、秩序を乱し、その他学生としての本分に反する行為があったときは、校長が懲戒する。

2 懲戒の種類は退学、停学及び戒告とする。懲戒の手續等については、別に定める。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
- (4) 本校の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

(除籍)

第22条 次の各号の一に該当する者は、校長が除籍する。

- (1) 休学期間を満了しても、何等の手續きをしない者
- (2) 死亡した者又は長期にわたり連絡がとれない者
- (3) 学生納付金の納入を怠り、学則25条に定める納入期日を超えても納入の見込みがない者
- (4) その他の理由により校長が除籍と判断した場合

2 除籍された者は、復籍することはできない。

3 除籍された者は、退学願及び休学願を提出することができない。

第5章 学生納付金

(学生納付金)

第23条 本校の学生納付金は別表2のとおりとする。

2 授業料及び諸経費の額は、社会情勢等、経済状況を勘案して決定するものとする。

3 学生納付金は、入学手続きの際に年額を納付することを原則とする。ただし、経済的理由又はその他特別の事情によって学生納付金の年額の納付が困難な場合には、年額の2分の1に相当する額をそれぞれ次の2期に分けて納付することができる。

前期 2月1日から3月31日まで

後期 8月1日から9月30日まで

4 前項の場合の学生納付金は、別表2のとおりとする。

(納入及び納入の特例)

第24条 学生が在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料及び諸経費を所定の期日までに納入しなければならない。

2 学生が休学した場合、前項の規定にかかわらず休学期間中の授業料及び諸経費を免除することがある。

3 特別な事由がある場合、第1項の規定にかかわらず、別に定めることにより、学生納付金の全部または一部を減免することがある。

(滞納)

第25条 学生が正当な理由なく、かつ、所定の手続きを行わずに授業料及び諸経費を2箇月以上滞納し、その後においても納入の見込みがない場合は、当該学生に対して除籍を命ずることがある。

(納付金の返還)

第26条 既に納入した学生納付金は、原則として返還しない。ただし、以下の場合には、入学金及び入学検定料を除いた納付金を返還する。

- (1) 入学試験合格者が入学手続完了後、入学を辞退し、入学前までにその意思表示をした場合
- (2) 法務省より「在留資格認定証」が発給されたが、外務省の在外公館よりビザが発給されなかった場合

第6章 雑則

(寄宿舎)

第27条 寄宿舎に関する事項は、校長が別に定める。

(健康診断)

第28条 健康診断は、毎年1回、別に定めるところにより実施する。

(施行細則)

第29条 この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附則

1. この学則は2019年10月1日から施行する。
2. この学則は2024年4月1日から改正施行する。
3. この学則は2025年4月1日から改正施行する。

別表 1

進学2年課程

(1 単位時間 45分)

区分	科目名	第1学年		第2学年		授業時数
		週間授業時数	年間授業時数	週間授業時数	年間授業時数	合計
初級1	総合日本語	15	142			142
	文字表記	2	20			20
	読解	2	20			20
	聴解	1	10			10
初級2	総合日本語	14	132			132
	文字表記	2	20			20
	読解	2	20			20
	聴解	1	10			10
	作文	1	10			10
初中級	総合日本語	8	72			72
	文字表記	2	20			20
	聴解	2	20			20
	読解	2	20			20
	作文	1	10			10
	試験対策	4	40			40
	話す	1	10			10
中級1	総合日本語	8	72			72
	文字表記	1	10			10
	聴解	2	20			20
	読解	2	20			20
	作文	2	20			20
	試験対策	4	40			40
	話す	1	10			10
中級2	総合日本語			8	72	72
	文字表記			1	10	10
	聴解			2	20	20
	読解			2	20	20
	作文			2	20	20
	試験対策			4	40	40
	話す			1	10	10
中上級1・2	総合日本語			16	144	144
	文字表記			2	20	20
	聴解			4	40	40

	読解			4	40	40
	作文			4	40	40
	試験対策			8	80	80
	話す			2	20	20
上級	総合日本語			6	52	52
	文字表記			2	20	20
	聴解			2	20	20
	読解			2	20	20
	作文			2	20	20
	試験対策			2	20	20
	話す			4	40	40
計			768	768	1536	

別表 1-1

進学1年6か月課程

(1 単位時間 45分)

区分	科目名	第1学年		第2学年		授業時数
		週間授業時数	年間授業時数	週間授業時数	年間授業時数	合計
初級1	総合日本語	15	142			142
	文字表記	2	20			20
	読解	2	20			20
	聴解	1	10			10
初級2	総合日本語	14	132			132
	文字表記	2	20			20
	読解	2	20			20
	聴解	1	10			10
	作文	1	10			10
初中級	総合日本語			8	72	72
	文字表記			2	20	20
	聴解			2	20	20
	読解			2	20	20
	作文			1	10	10
	試験対策			4	40	40
	話す			1	10	10
中級1・2	総合日本語			16	144	144
	文字表記			2	20	20
	聴解			4	40	40
	読解			4	40	40
	作文			4	40	40
	試験対策			8	80	80
	話す			2	20	20
中上級1	総合日本語			8	72	72
	文字表記			1	10	10
	聴解			2	20	20
	読解			2	20	20
	作文			2	20	20
	試験対策			4	40	40
	話す			1	10	10
計			384		768	1152

別表2

学生納付金

	進学1年6か月課程	進学2年課程
入学検定料	20,000 円	
入学金	50,000 円	
授業料	990,000 円	1,320,000 円
諸経費※	120,000 円	160,000 円
合計	1,180,000 円	1,550,000 円

※ 教材費、施設設備整備費、課外活動費、保険料、健康管理費は諸経費に含まれる。

第23条第4項による納付の場合（入学検定料は除く。）

進学2年課程

	初年度納付分	次年度納付分
入学金	50,000 円	—
授業料	660,000 円	660,000 円
諸経費	80,000 円	80,000 円
合計	790,000 円	740,000 円

※2期に分けて納付する場合

	初年度納付分		次年度納付分	
	前期	後期	前期	後期
入学金	50,000 円	—	—	—
授業料	330,000 円	330,000 円	330,000 円	330,000 円
諸経費	40,000 円	40,000 円	40,000 円	40,000 円
合計	420,000 円	370,000 円	370,000 円	370,000 円

進学1年6か月課程

	初年度納付分	次年度納付分
入学金	50,000 円	—
授業料	660,000 円	330,000 円
諸経費	80,000 円	40,000 円
合計	790,000 円	370,000 円

※2期に分けて納付する場合

	初年度納付分	次年度納付分	
	後期	前期	後期
入学金	50,000 円	—	—
授業料	330,000 円	330,000 円	330,000 円
諸経費	40,000 円	40,000 円	40,000 円
合計	420,000 円	370,000 円	370,000 円